

## 議案第194号

## 福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、戸籍の謄本等について、電子情報処理組織による請求に対する郵送による交付に係る手数料を減額する必要があるによる。

## 福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「400円」とあるのは「100円」と、同表8の項中」を削り、「同表9の項及び11の項」を「同表8の項中「1通につき250円」とあるのは「1通につき100円」と、同表9の項中「又は電子情報処理組織」とあるのは「にあつては1通につき100円、電子情報処理組織」と、「、1通」とあるのは「1通」と、同表11の項」に改める。

別表第1 1の項中「場合」の次に「又は電子情報処理組織（福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年福岡市条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合」を加え、同表8の項中「又は電子情報処理組織（福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年福岡市条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を「にあつては1通につき250円、電子情報処理組織」に、「、1通」を「1通又は証明事項1件」に改め、同表9の項中「場合」の次に「又は電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合」を加え、同表中17の項を19の項とし、16の項の次に次のように加える。

17 婚姻するに当たり民法（明治29年法律第89号）第732条の規定に抵触しないことの証明書の	独身証明書交付 手数料	1通につき  （電子情報処理組織による請求に係る 交付であつて郵送によるもの場合に	300円
---	----------------	--	------

交付		あつては、1 通につき250円)
18 禁治産及び準禁治産、後見並びに破産に関する証明書の交付	身分証明書交付 手数料	1 通につき 300円 (電子情報処理組織による請求に係る 交付であつて郵送によるものの場合に あつては、1 通につき250円)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(福岡市収入証紙条例の一部改正)

2 福岡市収入証紙条例(昭和39年福岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12の項から17の項まで及び」を「12の項から16の項まで及び19の項並びに」に改める。